

## 管理者の証言を問う！ ボーナスカット裁判 シリーズ①

4月19日東京地裁で、わが仲間にかけられたボーナスカット裁判が行われ、被告会社側証人として指導助役4名、営業助役1名が証言台にたった。

争点としては、添乗した管理者の陳述内容の信憑性として、添乗時に「注意指導した内容、運転士とのやり取り(会話)」をどのように記録したのかが問われた。

管理者全員「記憶が薄れないうちに手控えメモに記入した」と証言している。

その「手控えメモ」とは何なのか？添乗時における注意指導項目、俗にいう指摘を記入したメモ書きだ。管理者自身が添乗時に「何があったのか、どのように指導したのか」を書き記した重要な文章である。その手控えメモに対して、驚きの証言があった。

証言したある管理者は運転整備時に「基本動作集をコピーして持参しそこに書いた」別の管理者は「自分で作成したチェックシートに書いた」「持参した行路票のコピーに書いた」と証言している。証言がバラバラだ。皆さんも運転整備時の添乗はよくあると思うが、数ページにも及ぶ基本動作集のコピーをパラパラ開きながら記入している姿を見たことあるだろうか？共通様式のチェックシートがあると思うのだが、なぜか証言として出ない。しかも本件で重要な証拠となる添乗中または直後に記入した「手控えメモは廃棄した」とはどういう事だろうか。

次号では「私たちがどうして手控えメモ」を求めるのかを明らかにしていく。

